

令和8年度 井之頭小学校 学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、全ての児童に関係する問題である。どこの学校でも、どの学年学級でも、どの児童にも起こり得るという認識に立ち、学校教育目標のもと全教育活動を通じていじめの未然防止・早期発見に努め、その解決に向けて迅速かつ有効な対応を進めていかななくてはならない。児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの未然防止が第一の課題である。また、いじめを重大な人権侵害としてとらえ、いじめは絶対に許されないという心を育てていくことが大切である。

そこで、いじめの防止及び解決を図るための基本的事項を定め、いじめ問題に対して教職員・保護者・関係諸機関が相互に協力しながら児童の健全育成を図り、児童たちの「いじめは絶対にしてはいけない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指していくため、本校における「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

- ・いじめとは、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法第2条）
- ・いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条）

3 いじめ防止等のための組織・計画

（1）組織の設置

いじめの未然防止・早期発見・再発防止等に取り組むことを目的とし、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、副校長、生活指導主任、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、市派遣相談員を基本とし、その他学級担任、専科教員、養護教諭、代表委員会担当など、校長が必要と認めた者
※スクールロイヤー（SL）が入る場合もある。

②役割

- ・いじめ未然防止及び早期発見・早期解決のための取組の提案・推進
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案に対しての組織的な取組の推進

（2）いじめ事案に対しての段階的な取組

①児童同士が話し合い解決した場合

…担任・学年で対応する。

②児童・保護者のどちらか一方、または双方が納得せず、解決しなかった場合

…小委員会（構成員は管理職・主幹・当該学級の担任・学年主任）を開催する。

③小委員会開催後、担任・学年で児童・保護者に対応したが解決に至らなかった場合

…いじめ防止対策委員会を開催（構成員は（1）-①参照）

(3) 年間計画

4月	5月	6月 ふれあい月間	7月	8月	9月	10月	11月 ふれあい月間	12月	1月	2月 ふれあい月間	3月
学校いじめ防止 基本方針の確認	教職員研修①						教職員研修②	学校評価分析		教職員研修③	問題行動 調査集計
いじめ防止対策委員会（毎月1回）											
全員面談①	SCによる全員面談(5年)	個人面談			全員面談②					全員面談③	
安全指導・情報モラル（毎月1回）	いじめに関する授業①					いじめに関する授業②				いじめに関する授業③	
たてわり活動 （通年）			学校をよりよく するための取組（代表委員会を中心に）								
道徳授業 地区公開講座	セーフティ教室				セカンド スクール	プレセカンド スクール					

(4) 役割分担

主な取組	担当
学校いじめ防止基本方針の策定	いじめ防止対策委員会
校内研修計画、実施（年3回）	教育相談コーディネーター
いじめに関する授業の計画、実施（年3回）	教育相談コーディネーター、各担任
児童全員面談の計画、実施	5年担任、スクールカウンセラー
ふれあい月間アンケートの実施、集約	教育相談コーディネーター、各担任
ふれあい月間アンケートの結果検討	いじめ防止対策委員会
いじめ対応策の検討、指導、連絡など	いじめ防止対策委員会、該当学年
いじめ防止のための取組、学校をよりよくする活動	代表委員会 各学級・学年
保護者・地域への情報発信、情報収集	副校長、教育相談コーディネーター
教育委員会、関係機関（警察など）との連携	校長、副校長、生活指導主任、学年主任
臨時保護者会等の開催	校長、副校長、主幹、学年主任

4 未然防止のための取組

(1) 児童が安心して生活できる学級、学校風土の創出

- ・すべての児童にとって、できる分かる授業を行うための授業の工夫と自己肯定感や自尊感情を高める指導。
- ・担任の全員面談による児童理解（学期ごと）。
- ・言語活動の充実による、自分の考えを深める力や言葉を通じて伝え合う力の育成。
- ・プレセカンドスクールまたはセカンドスクール等の体験活動の充実による、人への思いやりや感謝の気持ち、シチズンシップ、自然に対する畏敬の念の育成。
- ・安全指導日、セーフティ教室などを通して、自らの命の安全を守ろうとする意識と実践的な態度の育成。
- ・「井之頭小のきまり」による人権意識や規範意識の徹底。
- ・不安や心配を抱えた児童が、静かな場所で落ち着いて過ごせる場所としての「ひだまり教室」（常駐型家庭と子供の支援員）の設置。

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ・「いじめに関する研修」（年3回）実施による、いじめへの共通理解。
- ・コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり。報告・連絡・相談と記録の徹底。
- ・生活指導夕会での情報共有。

- ・学校いじめ防止基本方針やいじめ重大事態ガイドラインなどの共通理解。
 - ・「学校いじめ対策委員会」の内容や方法に関する理解および改善。
 - ・SC, SSW等を活用した心理的ケア体制の確立。
- (3) いじめを自分たちのこととしてとらえ、許さない指導の充実
- ・人権教育や道徳教育の充実
 - 【学期に1回のいじめ防止のための「実践プログラム」等を活用した授業実践（全学年）】
 - 【人権教育担当者による授業実践提示】
 - ・セーフティ教室や朝の時間等を活用した情報モラル教育の実施。
- (4) 児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
- ・学級活動や児童会活動、たてわり班活動の充実により、集団の所属感や自己有用感を深め、児童がいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的によりよい生活を築こうとする態度の育成。
 - ・代表委員会を中心とした、児童が主体的に取り組む「井之頭小学校いじめ防止宣言」の作成（5月中旬）や「学校をよりよくする活動」の実施（7月）。および定期的な振り返りと目標の更新による合意形成や意思決定。
 - ・手話朝会（年4回）の活動を通して、相互理解を深め合って生きていくことの大切さを理解させ、互いに尊重しようとする態度の育成。
 - ・かわせみ教室担当教諭による理解教育の実施（全学年）。
 - ・担任教諭による理解教育の実施（全学年）。
 - ・各学級で未然防止にかかわる取り組みについて話し合いを行う（年1回以上）。
- (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
- ・保護者会やホームページによる「学校いじめ防止基本方針」の理解と協力依頼。
 - ・各家庭での「学習者用コンピュータの家庭での使用における約束」や道徳授業地区公開講座を通しての理解啓発。

5 早期発見のための取組

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
- ・いじめを見逃さない、見過ごさない学校や学級の体制づくり。
 - ・いじめ防止対策委員会を中心とした相談内容の把握、情報の共有。
- (2) 児童の様子から初期段階のいじめを素早く察知
- ・日常的な児童への声掛けと様子の観察、教職員間での情報共有。
 - ・学期始めの全員面談等による児童の実態把握、個別面談の実施。
 - ・「体に現れるサイン」「行動や態度等に現れるサイン」「人間関係に現れるサイン」の視点による児童への継続的な観察。
- (3) 全ての教職員による児童の状況把握
- ・教職員の看護当番による見守り（休み時間・登下校）の実施。
 - ・生活指導夕会等による情報共有。
 - ・学年担任制による広い視野での見守り
- (4) 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- ・ふれあい月間の定期的アンケート調査の実施と情報共有。
 - ・市派遣相談員や都スクールカウンセラーによる個別面談や日常の交流、観察。
 - ・教職員への外部相談機関の周知。
- (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
- ・学校、家庭、地域、関係諸機関、スクールカウンセラー等の専門家との連携。
 - ・学校アンケート等による情報収集。
 - ・市派遣相談員や都スクールカウンセラー、SSWと教職員の綿密な連携。

6 いじめ発生時の対応 【メモをとる、複数対応、経過の速やかな管理職への報告】

(1) 初期対応

- ・教職員が一人で抱え込まない組織対応、対策委員会による迅速かつ適切な対応方針の決定。
- ・事実関係の把握・判断による被害児童、加害児童、周囲児童への適切な対応。
- ・被害児童の安全の確保と市派遣相談員や都スクールカウンセラーなどによるケアと加害児童に対する組織的、継続的な観察と指導。
- ・周囲児童に対して、自分の問題として捉えられるようにする指導。
- ・学校全体及び保護者、地域、関連機関との連携による対応。

※本人あるいは保護者が当事者への聞き取りを控えるよう要望する場合も、いじめの早期対応のため、原則としていじめの疑いが生じた場合は、いじめを受けた児童・いじめを行った児童、関係する児童の聞き取りを確実に行う。保護者が同意しない場合は、周辺児童から聞き取る。

(2) 中・長期的対応

- ・学年や学級の枠を越えた全校的な協力体制の確立。学校全体の人権課題ととらえた指導展開。
- ・被害、加害児童の細やかな観察の継続。
- ・保護者、地域、スクールカウンセラー・派遣相談員等関連機関との幅広い情報収集、相談連携。
- ・児童が安心して相談できる環境づくり。
- ・個人面談やアンケート等の実施による教育相談の充実。

7 重大事態への対処

(1) 重大事案の定義（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省」に基づいて対処する）

- ①いじめにより、児童が自殺を企図した場合
- ②いじめにより、児童が心身に重大な被害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ⑥一定期間連続（1週間を目安とする）で欠席を余儀なくされている場合。

(2) 重大事態発生の判断

- ①教職員による「重大事態」の定義の確実な理解。
- ②所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断。
- ③重大事態発生の報告。

(3) 被害児童の安全確保、不安解消のための支援

- ①学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援。
- ②保護者への対応方針及び対応経過の説明。
- ③外部人材や関係機関等と連携した支援。
- ④関係機関と連携した支援。

(4) 加害児童の更生に向けた指導及び支援

- ①いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導。
- ②保護者への説明や協力関係の構築。
- ③教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援。
- ④関係機関と連携した更生への支援。

(5) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ①保護者・PTAの協力体制による問題解決。
- ②地域全体による問題解決。
- ③専門家からの助言による問題解決。

(6) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

- ①調査組織の決定と調査の実施。
- ②「不登校重大事態」における調査。
- ③被害児童の保護者に対する調査結果に関する情報提供。
- ④教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告。
- ⑤地方公共団体の長による再調査への協力。

8 いじめ解消の要件（「いじめの防止等のための基本方針」平成 29 年 3 月改定 より）

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要とされる場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

解消については、いじめ対策委員会で評議した後、学校長が決定する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

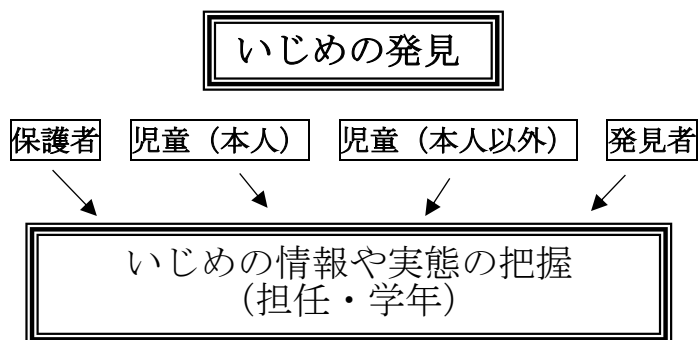
9 いじめの再発防止

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察する必要がある。必要に応じて、市派遣相談員や都スクールカウンセラー等と連携し、児童の心のケアを図る。担任のみならず、学校におけるチームで日常的に注意深く観察する。

9 いじめのレベル表

加害の子供の意図性		一人で  集団で	
行為の故意性、意図性			
1	好意で行った言動 ～親切のつもりが・・・～		
2	意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに・・・～		
3	衝動的に行った言動 ～つい、 かっとなって・・・～	暴力を伴わない	
		暴力を伴う	
4	故意で行った言動 ～あの子が むかつく～	暴力を伴わない	重大性 いじめの認定にあたっては、被害の児童が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。
		暴力を伴う	
継続性		単発的 	継続的

【いじめの早期発見・早期対応 危機管理計画】



●いじめの発見

- ・いじめが疑われる言動の目撃
- ・日記等から気になる記述を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・アンケート調査から発覚
- ・発見者からの情報提供
- ・定期的な個人面談

●情報の整理、共有

- ・いじめの態様、いじめを受けた児童、いじめた児童、周囲の実態等の把握
- ・緊急度の確認（不登校や命の危険）
- ・聞き取りや指導の際に留意すべきことの確認

※ 報告・連絡・相談（一人に対応せず、必ず組織で対応にあたる）

学 年

小委員会（管理職・主幹・学年）

いじめ防止対策委員会を招集

校長・副校長・担任・当該学年主任・当該学年担任
生活指導主任・教育相談コーディネーター
代表委員会担当・養護教諭
スクールカウンセラー・市派遣相談員 など

重大事態の発生が疑われる場合、
教育委員会へ報告

●役割分担の確認

- ・いじめを受けた児童からの聞き取り担当（複数）と支援担当
 - ・いじめた児童からの聞き取り担当（複数）と指導担当
- ※本人あるいは保護者が当事者への聞き取りを控えるよう要望する場合や、しばらく様子を見ることを要望した場合も、聞き取りは確実に行う必要がある。
- ・周囲の児童や全体への指導担当、支援担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係諸機関への対応担当

指導・支援体制を組む

児童への指導・支援を行う

いじめを受けた児童及びその保護者に対し、
適切な情報提供を行う

●被害児童・加害児童・その他の児童に対する指導・支援

- ・いじめを受けた児童の安全の確保
- ・いじめた児童に対する組織的・継続的な観察、指導
- ・いじめを伝えた児童の安全の確保
- ・スクールカウンセラー、市の派遣相談員を活用したケア
- ・関係保護者への報告と連携
- ・全体への指導、支援、働きかけ

教育委員会に調査結果を報告する

●関係諸機関・地域との連携

- ・関係保護者への報告と連携
- ・警察・スクールソーシャルワーカー・児童家庭支援センター・児童相談所との連携
- ・いじめ対策保護者会の開催
- ・PTAの活用
- ・地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

再発防止に向けた取組を検討し、実施する

●再発防止に向けた取組の検討・実施

- ・いじめの未然防止、早期発見の取組内容や支援体制について再検討
- ・今回の事例への対応状況を学校全体で共有